

料金一覧表 (住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証)

(消費税別)

1. 住宅型式性能認定及び型式住宅部分製造者の認証に係る料金

(1) 住宅型式性能認定

- ・申請 1 件につき、200,000 円とする。

(2) 型式住宅部分等製造者の認証又はその更新

- ・申請に係る工場 1 件につき 480,000 円に、下記の要領にて算定した旅費を加算した額とする。
- ・旅費は、交通費（鉄道賃（特急料金又は急行料金を含む）、船賃、航空賃、車賃をいう）と、宿泊料の合計額とし、端数は 1,000 円単位で切り上げる。なお、最低額は 3,000 円とする。
- ・旅費は、当該審査を行う認定員が所属する場所を起点とし、審査場所までの最も経済的な通常の経路及び方法により算定した額とする。
- ・宿泊料は、審査場所が起点から片道 2 時間以上もしくは片道 100km 以上の場所である場合、1 泊あたり 12,100 円として算定する。

2. 次に掲げる場合の料金は、前記 1 の規定にかかわらず、次に定める額とする。

2-1 住宅型式性能認定

(1) 同時に行われる申請において、1 の型式につき 2 以上の性能表示事項について、それぞれ住宅型式性能認定を受けようとする場合

- ・150,000 円に申請件数を乗じた額に、50,000 円を加算した合計額。
- ・温熱環境の申請において複数の地域区分を含む場合で、地域区分の追加により審査内容の変更・追加が発生する場合は、上記算定額に、地域区分の数から 1 を除いた数に 50,000 円を乗じた額を加算する。

(2) 温熱環境の申請において、1 の型式に 2 以上の建物仕様が含まれる場合

- ・建物仕様の追加により審査内容の変更・追加が発生する場合は、上記算定額に、建物仕様から 1 を除いた数に 25,000 円を乗じた額を加算する。

(3) 共同住宅を対象にする場合

- ・戸建て住宅の場合と比較して、審査内容の変更・追加が発生する場合は、上記算定額に 100,000 円を加算する。

(4) 対象床面積の合計が 2000m² を超える場合

- ・対象床面積の合計が 2000m² 以下の場合と比較して、審査内容の変更・追加が発生する場合は、上記算定額に 100,000 円を加算する。

(5) すでに一般財団法人建材試験センターが認定した住宅型式性能認定（省エネルギー対策等級に関する住宅型式性能認定については、平成 21 年国土交通省告示第 354 号による評価方法基準の改正に基づいて認定を受けた案件に限る）に基づき、建物仕様の一部変更等の軽微な変更に係る認定を受けようとする場合

- ・1. (1) もしくは 2-1 (1) ~ (4) により算定した額の 1/2 の額（ただし、2-1 (1) ~ (4) は、変更となる箇所において適用する）

(6) 住宅の部分の型式性能認定を受けようとする場合

- ・1. (1) の 1/2 の額を下限、上限を 3,000,000 円として個別に算定する。

2-2 型式住宅部分等製造者の認証

(1) 既に型式住宅部分等製造者の認証を受けたものが、当該認証に係る技術的生産条件で製造する別の住宅型式部分等について、新たに型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合

- ・申請 1 件につき 25,000 円

(2) 既に建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 136 条の 2 の 11 第一号に規定する建築物の部分に係る型式部材等製造者の認証を受けたものが、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等について、型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合

- ・申請 1 件につき 25,000 円
- (3) 同時に行われる申請において、1 の技術的生産条件で製造をする 2 以上の型式の型式住宅部分等について、認証を受けようとする場合
 - ・25,000 円に申請件数から 1 を減じた数を乗じた額及び型式住宅部分等製造者の認証又は更新の申請に係る工場 1 件につき 480,000 円に 1. (2) の旅費を加えた合計額
- (4) 1 の申請において、1 の技術的生産条件度 2 以上の工場等において認証を受けようとする場合
 - ・25,000 円に申請に係る工場等の件数から 1 を減じた数を乗じた額及び型式住宅部分等製造者の認証又は更新の申請に係る工場 1 件につき 480,000 円に 1. (2) の旅費を加えた合計額

3. その他

- (1) 1 及び 2 の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、料金を個別に算定する。
 - ・特殊な工法、材料、技術等が採用されている場合
 - ・1. (1) の申請について、効率的に審査ができるものの場合
 - ・住宅の品質確保の促進等に関する法律、これに基づく命令、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正に伴う住宅型式性能認定の申請であって、型式の内容に変更を伴わないもの、その他効率的に審査ができるものの場合、あるいは当該認定に係る住宅の部分の型式性能について認定を受けようとする場合
- (2) 施行規則第 41 条第 3 項の規定に基づき、住宅型式性能認定書を再交付するときの料金は、作成に係る実費相当分の費用を個別に算定する。